

LAN サービス
利用規約

2022年4月1日

株式会社Q T n e t

目 次

第1章 総則	1
第 1 条 利用規約の適用	1
第 2 条 利用規約の変更	1
第 3 条 用語の定義	1
第2章 LANサービスの提供区域	2
第 4 条 本サービスの提供区域	2
第3章 契約	3
第 5 条 本サービスの内容	3
第 6 条 契約申込の方法	3
第 7 条 契約申込の承諾	3
第 8 条 利用期間	4
第 9 条 契約の解除	4
第 10 条 契約期間の延長	4
第 11 条 変更通知	4
第 12 条 認定利用者による利用	5
第 13 条 権利義務譲渡の禁止	5
第 14 条 当社からの利用契約の解除	5
第 15 条 再委託	6
第4章 契約者の義務等	7
第 16 条 自己責任の原則	7
第 17 条 利用責任者	7
第 18 条 本サービス利用のための設備設定・維持	7
第 19 条 契約者の切分責任	7
第 20 条 認定利用者の遵守事項等	8
第 21 条 認定利用者が利用契約に違反した場合の措置	8
第5章 一時的な利用中断及び提供停止等	
第 22 条 一時的な利用中断、提供停止	9
第 23 条 本サービスの廃止	9
第6章 料金等	
第 24 条 サービス料金	10
第 25 条 料金の請求	10
第 26 条 料金の支払義務	10
第 27 条 遅延利息	10

第7章 損害賠償等	
第28条 損害賠償の制限	11
第29条 免責	11
第8章 秘密情報等の取り扱い	
第30条 秘密情報の取り扱い	12
第31条 個人情報の取り扱い	13
第9章 反社会的勢力の排除	
第32条 反社会的勢力の排除	14
第10章 雑則	
第33条 準拠法	14
第34条 紛争の解決	14
附則	15
仕様書	16
通則	16
サービスの仕様	17
サービス料金	22

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社は、この LAN サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、これにより本サービスを提供します。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合には、変更後の利用規約によります。

(用語の定義)

第3条 この利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	利用規約に基づき当社がネットワークにおける設定、構築、運用、管理、保守等に関わるマネージメントサービスであって当社が仕様を定めるもの
契約者	利用規約に基づいて、本サービスの提供を受ける者
契約者設備	本サービスの提供を受けるため契約者等が準備又は設置する電気通信回線、端末設備、自営電気通信設備及びソフトウェア等
本サービス用設備	マネージメントサービスに利用されるルータ・スイッチ・ファイヤウォール等であって当社が指定するもの 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するネットワーク機器、電気通信設備及びソフトウェア等
指定事業者	当社と連携してサービスを提供する利用規約第15条（再委託）に規定する事業者（関係者）
消費税相当額	消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
認定利用者	当社が関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、本サービスの利用を承諾した者
契約者等	契約者及び認定利用者

第2章 LAN サービスの提供区域

(本サービスの提供区域)

第4条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第3章 契約

(本サービスの内容)

第5条 ネットワークにおける設定、構築、運用、管理、保守に関わるマネージメントにより本サービスの提供項目及び指定事業者を別に定め有償にて本サービスを提供します。

- 2 本サービスは当社とニシム電子工業株式会社又はリコーテクノシステムズ株式会社(以下、「指定事業者」といいます。)と連携し提供します。
- 3 提供する本サービスの基本内容は、次のとおりとします。
 - (1) 本サービスのためのサービス用設備の提供
 - (2) 本サービス導入時におけるサービス用設備の設計、設定、設置、及び導入試験
 - (3) 本サービスのサービス用設備の保守
 - (4) 本サービスのサービス用設備の監視
 - (5) 本サービスの契約満了時時におけるサービス設備の撤去

(契約申込の方法)

第6条 本サービスの契約の申込をするときは、契約者は第5条(本サービスの内容)による必要事項を記載した当社所定の申込書を当社に提出していただきます。なお、本サービスの契約者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし当社は、本サービスの利用者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

- 2 契約者は本サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。
 - (1) 当社が指定する通信環境の用意
 - (2) 本サービス用設備を設置する場所、電源、接続ケーブルの用意
 - (3) 本サービス用設備と契約者設備の結線、その他物理的な設置作業

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、本サービスの申込があったときは、次の場合を除き承諾します。

- (1) 本サービスの提供が困難なとき
- (2) 本サービスの契約者が本サービスの料金に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (3) 契約申込者が第6条(契約申込の方法)の本サービス申込書に虚偽の記載、誤記又は記入もれがあったとき、又は本サービスを利用するために必要な措置が行われないとき
- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) 契約者が当社又は本サービスの信用を毀損する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の該当利用に対し、支障

を与える態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき

- (7) 第 32 条（反社会的勢力の排除）に該当したとき
- (8) その他当社が不相当と判断したとき

（契約期間）

第 8 条 本サービスはサービス提供を開始した月から起算して、第 6 条（契約申込の方法）に規定する申込書記載の期間を契約期間とします。

- 2 本サービス用設備により工事実施日を起算日とする場合があります。

（契約の解除）

第 9 条 契約者は、本サービスを解除しようとするときは、当社に対し解除日の 30 日前までに当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

- 2 契約者は、第 8 条（契約期間）にて規定する契約期間内に本サービスの解除があった場合は、契約者は当社に対し、残余の期間に対応する料金を一括で支払っていただきます。

（契約期間の延長）

第 10 条 契約者は、本サービスの契約を延長することができます。なお、契約期間の延長において、料金に変更が生じる場合、当社は契約者に事前に変更後の料金を提示します。

- 2 当社は前項の申込があったときは、第 6 条（契約申込の方法）の規定に準じて取扱います。
- 3 第 8 条（契約期間）に規定する申込書記載の期間満了の 30 日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
- 4 前項の場合、第 9 条（契約の解除）2 項に規定する支払を要しません。

（変更通知）

第 11 条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項及び本サービスの利用場所に変更があるときは、当社所定の方法によりこれを証明する書類を添えて、変更予定日の 30 日前までに当社に通知するものとします。

- 2 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（認定利用者による利用）

第 12 条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第 13 条 契約者は、利用権（契約者が利用規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡（契約名義の変更を含みます。以下、同じとします。）は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
 - 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、第 7 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取扱います。
 - 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(当社からの利用契約の解約)

- 第 14 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (2) 料金及びその他債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (10) 第 32 条（反社会的勢力の排除）に該当したとき
- 2 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(再委託)

第 15 条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて指定事業者及び第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下、再委託先といいます。）に対し、第 30 条(秘密情報の取り扱い)及び第 31 条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

- 第16条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 2 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
 - 3 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

- 第17条 契約者は、本サービスの利用に関する管理者をあらかじめ定めた上、第6条（契約申込の方法）所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として管理者を通じて行うものとします。
- 2 契約者は、利用申込書に記載した管理者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

- 第18条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

(契約者の切分責任)

- 第19条 契約者は、契約者設備が本サービス設備と接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、契約者設備等に故障のないことを確認のうえ、当社に保守の請求をしていただきます。
- 2 契約者の保守の請求により当社もしくは当社の指定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が、契約者設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただく場合があります。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(認定利用者の遵守事項等)

- 第 20 条 第 12 条 (認定利用者による利用) の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。
- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第 15 条 (再委託) 所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
- 2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

- 第 21 条 第 12 条 (認定利用者による利用) の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
- 2 認定利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した日から 30 日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者との間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第5章 一時的な利用中断及び提供停止等

(一時的な利用中断、提供停止)

- 第 22 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。ただし、本サービスの提供を中断するとき、当社は緊急やむを得ないときを除き予め契約者に通知します。
- (1) 本サービス用設備等の障害等により保守を行う場合
 - (2) 運用、保守上又は技術上、工事上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 当社は、契約者が第 14 条（当社からの利用契約の解約）に該当する場合又は第 20 条（認定利用者の遵守事項等）の規定に違反したときは契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 3 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(本サービスの廃止)

- 第 23 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (1) 廃止日の 90 日前までに契約者に通知した場合
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

第6章 料金等

(サービス料金)

第 24 条 当社が提供する本サービスの利用料金は別に定める仕様書とおりとします。

- 2 第 10 条（契約期間の延長）で規定する契約延長後の料金は第 10 条（契約期間の延長）1 項及び第 6 条（契約申込の方法）にて規定する契約者と当社で合意した金額とします。

(料金の請求)

第 25 条 当社は、本サービスに係る料金（第 24 条（サービス料金）に規定する全ての料金を含みます。以下、この条では同じとします。）を、当該月の翌月に契約者に対し請求します。

- 2 当社は、第 24 条（サービス料金）の料金に消費税相当額を加算した料金を、当社が定める方法により請求します。
- 3 当社は、前項の料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 4 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(料金の支払義務)

第 26 条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した月から起算して、その契約の解除があった月までの期間について料金の支払いを要します。

- 2 暦月の途中でサービス開始やサービス解除が行われた場合でも、日割は行いません。
- 3 第 1 項の期間において、第 22 条（一時的な利用中断、提供停止）により本サービスを利用することができない状態が生じたときも料金の支払いを要します。

(遅延利息)

第 27 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

- 第 28 条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は契約金額（月額料金）を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の子見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。
- 2 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

(免責)

- 第 29 条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害又は不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備の仕様（性能値）を超える契約者設備からの負荷に起因する損害
 - (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (5) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (6) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (7) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第8章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第 30 条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下、秘密情報といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
- 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において資料等といいます。）を複製又は改変（以下、本項においてあわせて複製等といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 5 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 15 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- 6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 4 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 31 条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）の規定を準用するものとします。

3 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第9章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第 32 条 契約者及び当社は本サービスを利用又は提供するにあたり、次の各号に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合、又は該当すると認めた場合には相手方に対し事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるとともに、それにより被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、反社会的勢力といいます。）である場合、又はあった場合
- (2) 代表者、役員、経営幹部若しくは実質的に経営権を有するもの（以下、相手方の役員等といいます。）が反社会的勢力である場合、又はあった場合
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしている場合
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は相手方の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
- (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して詐欺、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合
- (7) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をした場合
- (8) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合

2 契約者及び当社は、前項による反社会的勢力の排除により利用契約の全部若しくは一部を解約した場合、相手方に損害が生じてもこれを一切賠償を負わないものとします。

第10章 雑則

(準拠法)

第 33 条 本規約および本サービスの当社所定の申込書は、日本の法律に従って作成または締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとします。

(紛争の解決)

第 34 条 本契約に定めのない事項については、その都度契約者と当社が誠意をもって協議し円満に解決を図るものとします。

2 本契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

附則

(実施期日)

この利用規約は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この利用規約は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この利用規約は、2022年4月1日から実施します。

仕様書

通則

(サービス機器の資産)

- 1 タイプAのサービス機器は当社のもものとします。
- 2 タイプBの機器は契約者のもものとします

(料金の計算方法)

- 1 当社は本サービス設備を設定、設置等を行った月の翌月初日をサービス開始日とします。
- 2 当社は、契約者が契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は料金及び初期費用について日割は行いません。

(料金の一括払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、第 25 条 (料金の請求) の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

当社は、料金又は初期費用に関して、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

1. サービスの仕様

(1) サービス項目

項目	内容
サービス提供エリア	九州一円および、東京、大阪地区をサービス提供の基本エリアとします。 上記以外のエリアへ提供する際は以下（2）表に基づき別途協議により対応します。
事前準備	ネットワーク導入に伴う必要な情報（ネットワーク構成や要望事項などを含む）の入手は必要に応じて現地調査等を伴う場合があります。
設備提供	次項『設備提供サービス』の範囲において設備提供を行います。 なお、『設備提供サービス』のサービス品目に記載の無い品目は、別途協議により対応します。
ネットワーク設計	当社で一定条件に基づくネットワーク設計を行います。 一定条件の目安については次項『設備提供サービス』に記載します。
設置作業内容	契約者の指定箇所（屋内）に設置します。
ドキュメント	導入時のシステム構成図および設定情報を作成します。
[補足事項] ※作業時間は平日 9 時～17 時の時間帯となり、作業時間は 2 時間程度/拠点を想定します。 ※現地作業内容にパソコン端末・プリンタ・サーバシステム等の設定変更作業は当サービスに含みません。 ※上記に記載のない条件については、甲との協議（対応内容や費用）により対応します。	

(2) サービス提供エリア以外の制約等

	基本エリア外	
	離 島	離島以外
設置設定対応	渡船条件あり* ¹	委託会社条件あり* ²
先出しセントバック	機器到着迄の目安：3 営業日程度* ³	
保守推奨例	機器のコールドスタンバイ* ⁴	

* 1：公共機関を利用するため運航会社及び気象条件等の制約あり

* 2：委託・協力会社の所在地や対応エリアによる制約あり

* 3：障害切り分け後、乙の本社から発送します

* 4：設定変更が発生する場合のスタンバイ機への反映方法は別途協議を要します

(1) 設備提供サービス (タイプ A・B 共通)

下表の範囲において機器の設計および設定を行います。

① ルータ装置

NO	機能名	提供内容	備考
1	プロトコル	IP v4	
2	ルーティング機能	スタティックルーティング	利用者ネットワークでのルーティング方式
3	拠点間ネット構成	スター型構成	
4	拠点間接続方式	インターネット VPN	IPSec 方式
5	接続拠点数	最大 50 箇所	提供機器により接続拠点数が変動
6	インターネット接続	PPPoE 方式	
7	アドレス変換機能	IP マスカレード方式	LAN 内端末のネット接続時
8	公開サーバ対応	NAPT 方式	
9	DHCP サーバ機能	提供可能	

② スイッチ装置

NO	機能名	提供内容	備考
1	プロトコル	Ethernet	10/100/1000Mbps
2	ルーティング機能	スタティックルーティング	レイヤー 3 スイッチのみ
3	拠点間ネット構成	スター型構成	
4	VLAN 設定数	5 つ	
5	アクセスリスト	なし	

③ 無線LANアクセスポイント装置

NO	機能名	提供内容	備考
1	プロトコル	IEEE802.11b/g/n	無線周波数 2.4GHz/5GHz
2	同時接続台数	20台	推奨値
3	セキュリティ方式	WPA2	
4	PSK (事前共有鍵)	利用者指定文字列	半角英数字8文字
5	SSID	利用者指定文字列	半角英数字8文字
6	IPアドレス	DHCP方式	直近ルータで提供
7	無線利用範囲	半径30m程度	参考値

④ ファイヤーウォール装置

NO	機能名	提供内容	備考
1	接続端末台数	最大100台	提供クラスにより接続端末台数が変動
2	提供構成	レイヤー2/レイヤー3	
3	アドレス変換	IPマスカレード	
4	パケットフィルタ	標準構成で提供	標準構成以外の対応については別途協議の上対応
5	公開サーバ	個別対応により提供	
6	コンテンツフィルタ	オプション提供	BDLモデルで対応
7	ウイルス対策	オプション提供	BDLモデルで対応
8	ログ解析	オプション提供	BDLモデルで対応

(2) 保守サービス

指定事業者のカスタマサポートセンター（以下CSC）にて回線を含む通信システムの一元的な障害受付および乙が提供する機器の復旧対応をします。

障害受付は、24時間365日とし、保守対応は、平日9時～17時の範囲で実施します。

障害受付時に、契約者に以下の作業について確認させていただきます。

- ・契約者のパソコン上でホームページ閲覧による通信接続確認作業
- ・当社又は指定事業者が指定する機器の電源 OFF と電源 ON

なお、契約者がセンドバック対応(障害時の機器の交換を利用者が実施)を希望される場合は次のような対応とします。

- ・予備機を所有している契約者については、当社又は指定事業者が準備した作業手順書に基づき、契約者が予備機との取替え作業を行います。後日、当社又は指定事業者から正常な機器と交換します。
- ・予備機を所有していない契約者については、当社又は指定事業者から正常な機器を発送します。また、契約者が契約する通信回線における通信事業者への確認作業に伴い、甲は乙に対し、問合せに必要な情報（問合せ先、回線特定情報等）を書面で通知するものとします。

(3) 監視サービス

指定事業者が運用管理する監視システムから、契約者が利用中のインターネットアドレス（グローバルアドレス）に対して定期的な疎通確認をします。

正常性が確認できない場合については、契約者（あらかじめ申請のあった管理者）に障害状態であることを電話若しくは電子メールで通知します。

(4) 機器移設作業および遠隔設定変更作業

当社がサービス提供する機器の移設および設定変更を行います。

遠隔設定変更サービスについては、遠隔地より通信回線を経由した設定作業を実施します。

ただし、一部の作業については、遠隔設定変更を行うことができない場合があります。

設定内容については、『設備提供サービス』の内容に準じます。

(5) ネットワーク一斉切替作業

既設ネットワークからの一斉切替を実施します。

この場合、当社は契約者拠点に作業者を配置し、あらかじめ指定された時刻で一斉切替を行います。サービス提供範囲は、九州一円、最大 15 拠点までとします。

切替条件等は別途協議し有料対応いたします。

【機器設置に関する注意事項】

当社がサービス提供する機器の設置作業は下記の条件にて実施を行います。

- ① 機器設置に伴い通信事業者が設置する回線終端装置との離隔距離は5m以内とし、この範囲内においてケーブル工事を実施します。
- ② 通信ラック内への設置に必要な取り付け金具などについては別途費用が発生します。
- ③ 機器設置に必要な電源工事および端末（パソコン、プリンタなど）へのケーブル工事は別途費用が発生します。サービス提供エリアは九州一円とします。
- ④ 無線LAN装置の設置については以下のとおりとします。
 - ・無線LANアクセスポイントの利用可能範囲は、設置個所（サービス提供用ルータ付近に据置）から30m以内とします。但し、30m以内の範囲においても電波環境等の影響により利用できない場合があります。
 - ・接続確認は、利用者環境に設置された代表となる端末（1台）を利用して実施します。
 - ・既存システムとの連携が発生した場合は、別途費用が発生します。
 - ・電源工事や天井配線などの付帯工事が発生した場合は、別途費用が発生します。